

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 - (1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。
 - ア 入所者の処遇に支障がない場合であっても専ら指定介護老人福祉施設の職務に従事しなければならない従業者に、指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第167条第2項の基準に従い定められた市町村の条例の規定に基づき配置される看護職員を追加することとした。（第4条関係）
 - イ 入所申込者への適切なサービスの提供が困難な時に講ずべき措置の例示として紹介する施設に介護医療院を追加することとした。（第8条関係）
 - ウ 入所者の身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を追加することとした。（第15条、第47条関係）
 - エ 入所者の病状の急変が生じた場合その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めなければならないこととした。（第24条の2関係）
 - オ 運営規程で定めるべき重要事項に、緊急時等における対応方法を追加することとした。（第28条、第51条関係）
 - カ 病院又は診療所の病床の転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合の食堂及び機能訓練室の面積並びに廊下の幅に関する経過措置について、病床の転換の終期を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第7項～第9項関係）
 - (2) その他規定の整備を行うこととした。（第12条関係）
 - (3) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。